

(2005年3月25日制定)

(2026年3月14日改定)

(一社) 日本医療機器産業連合会

日本医療機器産業連合会 企業行動憲章

医療機器企業は、生命関連産業の一員としての社会的使命を強く認識し、社会と価値観を共有し、その企業活動を通じて新しい価値の提案を行い、人々の健康で幸福な生活の実現に寄与することを企業活動の基本理念とする。

そのため医療機器企業は、国の内外において次の11原則に基づき、「医療機器業プロモーションコード」、「医療機器業公正競争規約」等の医療機器業界の自主ルール、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守し、持続可能な社会の実現に向け、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

(持続可能な経済成長と社会的課題の解決)

1. 生命関連企業としての社会的使命を強く認識し、イノベーションを通じて医療の向上に貢献する医療機器の研究開発に取組み、高品質で有効性及び安全性に優れた医療機器を安定的に提供することで、持続的な経済成長に貢献するとともに、人々の健康で幸福な生活の実現に寄与する。

(公正な事業慣行)

2. 公正で自由な競争を通じ、医療機器の適正な取引と流通を行うとともに責任ある調達を行う。また、医療機関・医療関係者等及び取引先との倫理的関係を確保し、政治、行政との健全な関係を保つ。

(公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話)

3. 企業情報を適時適切かつ公正に開示し、医療機器企業を取り巻くステークホルダーとの建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。また、医療機関・医療関係者等との関係の透明性を確保する。

(人権の尊重)

4. すべての人々の人権を尊重する経営を行う。

(医療関係者・患者等との信頼関係)

5. 医療関係者、患者及び関係する顧客等に対して、医療機器に関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを図り、満足と信頼を獲得する。

(働き方の改革、職場環境の充実)

6. 従業員の能力を高め、多様性・人格・個性を尊重する働き方を実現する。また、健康・安全に配慮し

た職場環境を整備するとともに、従業員のコンプライアンス意識の向上を図る。

(環境問題への取り組み)

7. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。

(情報管理の徹底)

8. 社会環境や医療機器の高度IT化に伴い、個人情報や顧客情報の適正な保護に十分配慮し、情報管理に万全な対策を行う。

(社会参画と発展への貢献)

9. 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(危機管理の徹底)

10. 市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害、パンデミック等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

(経営トップの役割と本憲章の徹底)

11. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して、社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせて取引先にも本憲章の精神に基づく行動を促す。また、本憲章の精神に反して社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決にあたり、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。

以上